

届出後の工事進捗状況(完了)報告書の提出について

届出後、下記により農業委員会へ『工事進捗状況(完了)報告書』を提出してください。

- ① 工事等が完了するまでの間について
届出日から3か月後及び1年後に『工事進捗状況報告書』を提出してください。
2年目以降も工事等が完了していないときは、完了するまでの間、1年毎に提出してください。
- ② 工事等が完了したとき
完成したときは遅滞なく『工事完了報告書』を提出してください。
- ③ 報告書の用紙について
『工事進捗状況報告書』及び『工事完了報告書』は共に同一の様式です。

[提出の書類について]

- ① 工事等が完了するまでの間について
 - ・工事進捗状況報告書
 - ・報告書の『工事の進捗状況』項目へ以下の内容を記入してください。
 - (1) 着工が遅れているときはその理由
 - (2) 着工に至っていないときは着工予定日
 - (3) 今後の着工の計画について
 - (4) 工事または建設会社名等
 - (5) その他参考になる内容

※完了予定日は必ず記入してください。
 - ・その時点の現場状況のわかる写真数枚（該当の土地を赤色の線で囲んでください。）
 - ・案内図
 - ・その他参考になる資料があるときは、そのコピーなど。
- ② 工事等が完了したとき
 - ・工事完了報告書
 - ※ 完了日は必ず記入してください。
 - ・完了した現場状況のわかる写真数枚（該当の土地を赤色の線で囲んでください。）
 - ・案内図
 - ・その他参考になる資料があるときは、そのコピーなど。